

◆融資申込提出書類一覧 ※下記以外にも添付書類が必要な場合があります。

必要書類	制度名	小規模企業等振興資金	
		通常資金	小口資金
信用保証委託申込書セット		1部	1部
短期特別小口資金借入申込書		—	—
①決算書又は②確定申告書の写し(直近2期分) ③残高試算表【※決算日から6ヶ月以上経過時】		①、②は2期分 ③は必要時1部	①、②は2期分 ③は必要時1部
印鑑証明書(申込人及び連帯保証人)		1部	1部
納税証明書類(滞納のない証明書等)		1部	1部
商業登記簿謄本、定款		1部	1部
見積書(設備資金のみ)		必要時1部	必要時1部
建築確認通知書・図面の写し(建築確認必要時)		必要時1部	必要時1部
賃貸契約書の写し(借地、借家で経営の方)		必要時1部	必要時1部
改装承諾書(借地、借家で設備する場合)		必要時1部	必要時1部
許認可証の写し(許認可が必要な方)		必要時1部	必要時1部

※印鑑証明書、商業登記簿謄本、定款については前回提出分と変更がない場合は提出不要です。

◆信用保証料

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1～9のいずれかの区分の保証料率となります。(参考)

・小規模企業等振興資金 (単位 年率%)

弾力料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
通常資金	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
小口資金	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46

※有担保保証の場合は、上記保証料率から0.1%割引します。

※CRD・・・中小企業信用リスク情報データベース

◆保証料率の割引について

会計参与を設置している会社については、保証料率を0.1%割引します。

◆申込みのできない方

- (1) 金融・保険業(損保代理店を除く)、仲介業、興信業、遊興飲食業(風俗営業)、射倖的娯楽業、自由業などを営む方(信用保証協会の保証対象業種に準じていない業種の方)
- (2) 市税の滞納のある方
- (3) 不渡り処分等により銀行取引停止処分を受けている方
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する方



～ 融資の申込みに際して ～

- ◎ 借入の申込み・相談はお早めに
- ◎ 事業の内容(経理、資産、負債など)を把握しておくこと
- ◎ 借入の目的、返済計画を明確に
- ◎ 実行、返済は確実に

新城市
SHINSHIRO

産業振興部 産業政策課

TEL 23-7634

FAX 23-7047

◆**新城市の融資制度**（☆金利は、令和6年4月1日現在のものであり、変更する場合があります。）

制度名	融資対象	種類		融資限度額	融資期間及び融資利率		資金使途	返済方法	担保	保証人	信用保証	取扱金融機関
小規模企業等振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に事業所を有していること。 ・税の滞納のないこと。 ・不渡処分により金融機関との取引停止中でないこと。 ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格のあること。 ・営業許可等を要する事業を営む方は、その許認可を受けていること。 	通常資金(振)	常時使用する従業員が50人以下(商業・サービス業は30人以下)の法人または個人	5,000万円以内	運転資金	3年以内 1.3% 5年以内 1.4% 7年以内 1.5%	事業上の 運転資金 または 設備資金	分割返済	原則不要	原則不要 ただし、法人の場合は 法人代表者が必要	要する	三菱UFJ銀行新城支店 愛知銀行新城支店 豊橋信用金庫新城支店 豊川信用金庫新城中央支店 豊川信用金庫鳳来支店 蒲郡信用金庫新城支店 豊橋商工信用組合豊川支店
					設備資金	3年以内 1.3% 5年以内 1.4% 7年以内 1.5% 10年以内 1.6%						
		小口資金(振小) <small>【責任共有制度対象外】</small>	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業は除く。)(は5人以下)の法人または個人	2,000万円以内 (協会の既保証残すべて含む)	運転資金	3年以内 1.1% 5年以内 1.2% 7年以内 1.3%						
					設備資金	3年以内 1.1% 5年以内 1.2% 7年以内 1.3% 10年以内 1.4%						

新城市では融資制度に係る補助制度を設けています。上記の小規模企業等振興資金(小口資金)においてはお支払いになった信用保証料の補助を行っています。融資に係る補助制度については、他にもございます。詳しくは下記をご覧ください。

◆**融資に係る新城市の補助制度**

制度名	補助対象	補助額	補助限度額	交付申請期限
信用保証料補助	小規模企業等振興資金融資制度の <u>小口資金</u> で借入れをした市内事業者	融資金額300万円までの信用保証料全額 ※借換分の金額を差し引いた実質借入額にて算出 ※融資金額が300万円以上の場合、300万円までの信用保証料相当額	10万円以内 (100円未満切捨て)	信用保証料納付日から15日以内
新城市小規模事業者経営改善資金利子補給	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度で借入れをし、当該融資に係る12か月分の利子を支払った市内事業者	12か月分の支払利子額(返済延滞により加算された支払利子額は除く。)の1/2	なし	12か月分の利子の支払いが完了した日から1か月以内